

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新(改定後)	旧(現行)
共通仕様書 設備工事編 表紙	<p style="text-align: center;">水道施設工事 共通仕様書 【設備工事編】</p> <p style="text-align: center;">平成25年9月 令和7年4月1日一部改定</p> <p style="text-align: center;">いわき市水道局</p>	<p style="text-align: center;">水道施設工事 共通仕様書 【設備工事編】</p> <p style="text-align: center;">平成25年9月 令和6年4月1日一部改定</p> <p style="text-align: center;">いわき市水道局</p>

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																				
共通仕様書 第1章 第1節 1.1.19 監督員の検査 (確認を含む) 及び立会等 P10	11. 建設現場等における遠隔臨場は、原則として、水道施設工事共通仕様書【土木工事編】第5章 その他 参考資料5「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領」に基づき実施しなければならない。	新規追加。																				
共通仕様書 第1章 第1節 1.1.28 週休2日の 対応 P14	1. 週休2日等確保工事は、水道施設工事共通仕様書【土木工事編】第5章 その他 参考資料4「いわき市水道局週休2日等確保工事実施要領」に基づき実施しなければならない。	新規追加。																				
共通仕様書 第1章 第1節 1.1.36 提出書類 P24	(表中) <table border="1" data-bbox="282 995 1111 1129"> <tr> <td>完成図書</td> <td>必要数</td> <td>△</td> <td>提出図書の種類及び部数については監督員の指示による。</td> <td>しゅん工届提出時</td> </tr> <tr> <td>完成図書(電子データ)</td> <td>必要数</td> <td>△</td> <td>提出図書の種類及び部数については監督員の指示による。</td> <td>しゅん工届提出時</td> </tr> </table>	完成図書	必要数	△	提出図書の種類及び部数については監督員の指示による。	しゅん工届提出時	完成図書(電子データ)	必要数	△	提出図書の種類及び部数については監督員の指示による。	しゅん工届提出時	<table border="1" data-bbox="1256 995 2085 1129"> <tr> <td>完成図書</td> <td>必要数</td> <td>◎</td> <td>提出図書の種類及び部数については監督員の指示による。</td> <td>しゅん工届提出時</td> </tr> <tr> <td>完成図書(電子データ)</td> <td>必要数</td> <td>◎</td> <td>提出図書の種類及び部数については監督員の指示による。</td> <td>しゅん工届提出時</td> </tr> </table>	完成図書	必要数	◎	提出図書の種類及び部数については監督員の指示による。	しゅん工届提出時	完成図書(電子データ)	必要数	◎	提出図書の種類及び部数については監督員の指示による。	しゅん工届提出時
完成図書	必要数	△	提出図書の種類及び部数については監督員の指示による。	しゅん工届提出時																		
完成図書(電子データ)	必要数	△	提出図書の種類及び部数については監督員の指示による。	しゅん工届提出時																		
完成図書	必要数	◎	提出図書の種類及び部数については監督員の指示による。	しゅん工届提出時																		
完成図書(電子データ)	必要数	◎	提出図書の種類及び部数については監督員の指示による。	しゅん工届提出時																		

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
<p>共通仕様書 第4章 第1節 4.1.1 一般事項 P51</p>	<p>2. 機器、材料及びこれらを組み合わせたシステムは、稼働時の経済性が良好なものとし、保守点検、分解補修などが容易であるとともに省エネルギーに配慮した構造、構成としなければならない。 また、将来の廃棄時にリサイクル等が容易に行えるよう考慮しなければならない。 なお、機器及び材料については、本章の各節によることを基本とするが、使用用途、設置場所、重要性、更新時期、バックアップ施設の有無等を考慮し、適切なものを選定すること。</p>	<p>2. 機器、材料及びこれらを組み合わせたシステムは、稼働時の経済性が良好なものとし、保守点検、分解補修などが容易であるとともに省エネルギーに配慮した構造、構成としなければならない。 また、将来の廃棄時にリサイクル等が容易に行えるよう考慮しなければならない。</p>
<p>共通仕様書 第4章 第8節 4.8.7 小形多段遠心 ポンプ P72</p>	<p>2. 主要部材質 (1) 前1項の規格による。 (2) 特記仕様書でステンレス製ポンプとし、その主要部材質を定めのない場合は、「第4章 機械設備工事 4.8.6 小型渦巻ポンプ 3」を参照する。</p>	<p>2. 主要部材質 (1) 前1項の規格による。 (2) 特記仕様書でステンレス製ポンプとし、その主要部材質を定めのない場合は、「第4章 機械設備工事 4.8.3 両吸込渦巻ポンプ 3」を参照する。</p>
<p>共通仕様書 第4章 第8節 4.8.11 施工 P73</p>	<p>2. ポンプ基礎を当該工事で設ける場合は、「第4章 機械設備工事 第1節 4.1.4 基礎の施工」により構築する。なお、基礎の構築に当たっては、ポンプの静荷重及び動荷重を十分検討する。 また、既設又は関連工事で設ける基礎に据付ける場合は、ポンプの静荷重及び動荷重に対し十分な強度、構造であることを確認する。</p> <p>6. 図面に示す既設又は関連工事で布設する配管との取合い位置と、ポンプの吸込口及び吐出し口との間は、当該工事で配管を布設する。布設に当たっては、「第4章 機械設備工事 第12節 配管・弁類」の主配管に係る事項を適用する。 (1) 配管の管種、口径（呼び径）及び経路は特記仕様書による。 (2) 前項にかかわらず、ポンプ周辺の配管については、監督員の承諾を受けたうえで、ポンプの吸込口及び吐出し口との取合い位置に合わせて適切な経路を選定することができる。</p> <p>(3) 吸込側配管には原則として次のものを設けるものとし、詳細は特記仕様書による。 ア. 伸縮管又はルーズ管 イ. 手動仕切弁（既設又は関連工事で布設する場合は除く。）</p> <p>(4) 吐出側配管には原則として次のものを設けるものとし、詳細は特記仕様書による。 ア. 伸縮管又はルーズ管 イ. 逆止弁 ウ. 電動弁 エ. 手動仕切弁（既設又は関連工事で布設する場合は除く。）</p>	<p>2. ポンプ基礎を当該工事で設ける場合は、「第4章 機械設備工事 第1節 4.4.1 基礎の施工」により構築する。なお、基礎の構築に当たっては、ポンプの静荷重及び動荷重を十分検討する。 また、既設又は関連工事で設ける基礎に据付ける場合は、ポンプの静荷重及び動荷重に対し十分な強度、構造であることを確認する。</p> <p>6. 図面に示す既設又は関連工事で布設する配管との取合い位置と、ポンプの吸込口及び吐出し口との間は、当該工事で配管を布設する。布設に当たっては、「第4章 機械設備工事 第12節 配管・弁類」の主配管に係る事項を適用する。 (1) 配管の管種、口径（呼び径）及び経路は特記仕様書による。 (2) 前項にかかわらず、ポンプ周辺の配管については、監督員の承諾を受けたうえで、ポンプの吸込口及び吐出し口との取合い位置に合わせて適切な経路を選定することができる。</p> <p>(3) 吸込側配管には原則として次のものを設けるものとし、詳細は特記仕様書による。 ア. 伸縮管又はルーズ管 イ. 手動仕切弁（既設又は関連工事で布設する場合は除く。）</p> <p>(4) 吐出側配管には原則として次のものを設けるものとし、詳細は特記仕様書による。 ア. 伸縮管ルーズ管 イ. 逆止弁 ウ. 電動弁 エ. 手動仕切弁（既設又は関連工事で布設する場合は除く。）</p>

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
<p>共通仕様書</p> <p>第4章</p> <p>第9節</p> <p>4.9.2</p> <p>空気圧縮機</p> <p>P76</p>	<p>2. 回転圧縮機</p> <p>(1) 形式</p> <p>1) 無給油、無潤滑式</p> <p>2) その他の詳細は特記仕様書による。</p> <p>(2) 主要部材質</p> <p>1) ロータ JIS G 5121 SCS13 又は同等品</p> <p>2) シャフト JIS G 5121 SCS13 又は同等品</p> <p>3) 歯車 ニッケル合金又は同等品</p> <p>4) ケーシング JIS G 5501 FC200以上 又は同等品</p> <p>(3) 附属品は、次のものを標準とする。</p> <p>基礎ボルト (アンカーボルト) 又は据付ボルト (据付脚付の場合)</p>	<p>2. 回転圧縮機</p> <p>(1) 形式</p> <p>1) 無給油、無潤滑式</p> <p>2) その他の詳細は特記仕様書による。</p> <p>(2) 主要部材質</p> <p>1) ロータ JIS G 5121 SCS13 又は同等品</p> <p>2) シャフト JIS G 5121 SCS13 又は同等品</p> <p>3) 歯車 ニッケル合金又は同等品</p> <p>4) ケーシング JIS G 5501 FC400 又は同等品</p> <p>(3) 附属品は、次のものを標準とする。</p> <p>基礎ボルト (アンカーボルト) 又は据付ボルト (据付脚付の場合)</p>
<p>共通仕様書</p> <p>第4章</p> <p>第9節</p> <p>4.9.4</p> <p>除湿装置 (エアドライヤ)</p> <p>P77</p>	<p>4. 吸着式除湿器</p> <p>(1) 除湿器は、吸着剤を充填した除湿筒2筒と、再生用加熱装置、切換え弁等により構成される。</p> <p>(2) 除湿器には、バイパス管及びバイパス弁を設ける。</p> <p>(3) 除湿筒は、鋼板製の立形円筒式とし、2筒とも共通ベッドに堅固に取り付ける。</p> <p>(4) 吸着剤は、活性アルミナ等を充填して、それが圧縮空气中に混入しない構造とする。</p> <p>また、吸着剤は耐水性に優れ、寿命の長いものを選定する。</p> <p>(5) 再生用加熱装置は、加熱器、送風機又はインジェクタにより構成される。</p> <p>(6) 切換弁は、タイマーの指令又は湿度の測定により、除湿筒2筒の除湿行程と再生行程を交互に自動で切替える4方弁とし、切替時に圧縮空気を急激に送排気することなく、除湿筒内の吸着剤を破壊及び流出を起こさない構造とする。</p> <p>(7) 附属品は、次のものを標準とする。</p> <p>1) 圧力計</p> <p>2) 温度計</p> <p>3) 安全弁</p> <p>4) 逆止弁</p> <p>5) ストレーナ</p> <p>6) 水分離器</p>	<p>4. 吸着式除湿器</p> <p>(1) 除湿器は、吸着剤を充填した除湿筒2筒と、再生用加熱装置、切換え弁等により構成される。</p> <p>(2) 除湿器には、バイパス管及びバイパス弁を設ける。</p> <p>(3) 除湿筒は、鋼板製の立形円筒式とし、2筒とも共通ベッドに堅固に取り付ける。</p> <p>(4) 吸着剤は、活性アルミナ等を充填して、それが圧縮空气中に混入しない構造とする。</p> <p>また、吸着剤は耐水性に優れ、寿命の長いものを選定する。</p> <p>(5) 再生用加熱装置は、過熱器、送風機又はインジェクタにより構成される。</p> <p>(6) 切換弁は、タイマーの指令又は湿度の測定により、除湿筒2筒の除湿行程と再生行程を交互に自動で切替える4方弁とし、切替時に圧縮空気を急激に送排気することなく、除湿筒内の吸着剤を破壊及び流出を起こさない構造とする。</p> <p>(7) 附属品は、次のものを標準とする。</p> <p>1) 圧力計</p> <p>2) 温度計</p> <p>3) 安全弁</p> <p>4) 逆止弁</p> <p>5) ストレーナ</p> <p>6) 水分離器</p>

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
共通仕様書 第4章 第9節 4.9.8 施工 P79	<p>2. 空気源設備の配管は、「第4章 機械設備工事 第12節 配管・弁類」によるもののほか、以下の項目により確実に施工する。</p> <p>(1) 吸込口は、塩素ガス、排気ガスなどの影響を受けないところで、十分な容量の吸込フィルタ等を受け、じんあい・異物などを除去し、圧縮機等の損傷を防止すること。 なお、吸込口を屋外へ取り付ける場合は、雨水等を吸引しないよう、雨水カバーを取り付ける。</p> <p>(2) 吐出し管の口径は、圧縮機吐出し口径と同径とする。</p> <p>(3) 圧縮機と配管の接続は、原則としてフランジ継手とする。</p> <p>(4) 吐出し管と空気タンクとの接続は、できるだけ曲がり、絞りなど、圧力損失の原因とならず、また共振を起こさない配管とする。</p> <p>(5) 吐出し管の延長を十分考慮し、必要に応じて、熱膨張を吸収する伸縮継手を設ける。</p> <p>(6) 配管の低部には、自動排水弁等を設け、氷結等による配管の破損を防止すること。</p> <p>(7) 配管中に遮断弁を取り付ける場合は、圧縮機と遮断弁の間には、十分な容量の安全弁を取り付ける。</p> <p>(8) 2台以上の圧縮機を、1本の吐出し管で空気タンクに導く場合は、逆止弁及び遮断弁を設け、圧縮機と遮断弁の間には、十分な容量の安全弁を取り付ける。</p> <p>(9) アンローダと空気タンクを接続する配管は、原則として空気タンクから直接取り出すこと。</p> <p>(10) 冷却水配管は、厳寒時において、停止中の氷結を避けるため、排水が行える配管とする。</p> <p>(11) 冷却水管は、必要十分な冷却水量を確保できる口径とする。</p> <p>(12) ディスタンスピースのドレン管には、原則として弁あるいはコックを取り付けない。</p>	<p>2. 空気源設備の配管は、「第4章 機械設備工事 第12節 配管・弁類」によるもののほか、以下の項目により確実に施工する。</p> <p>(1) 吸込口は、塩素ガス、排気ガスなどの影響を受けないところで、十分な容量の吸込フィルタ等を受け、じんあい・異物などを除去し、圧縮機等の損傷を防止すること。 なお、吸込口を屋外へ取り付ける場合は、雨水等を吸引しないよう、雨水カバーを取り付ける。</p> <p>(2) 吐出し管の口径は、圧縮機吐出し口径と同径とする。</p> <p>(3) 圧縮機と配管の接続は、原則としてフランジ継手とする。</p> <p>(4) 吐出し管と空気タンクとの接続は、できるだけ曲がり、絞りなど、圧力損失の原因とならず、また共振を起こさない配管とする。</p> <p>(5) 吐出し管の延長を十分考慮し、必要に応じて、熱膨張を吸収する伸縮継手を設ける。</p> <p>(6) 配管の低部には、自動排水弁等を設け、氷結等による配管の破損を防止すること。</p> <p>(7) 配管中に遮断弁を取り付ける場合は、圧縮機と遮断弁の間には、十分な容量の安全弁を取り付ける。</p> <p>(8) 2台以上の圧縮機を、1本の吐出し管で空気タンクに導く場合は、逆止弁及び遮断弁を設け、圧縮機と遮断弁の間には、十分な容量の安全弁を取り付ける。</p> <p>(9) アンローダと空気タンクを接続する配管は、原則として空気タンクから直接取り外すこと。</p> <p>(10) 冷却水配管は、厳寒時において、停止中の氷結を避けるため、排水が行える配管とする。</p> <p>(11) 冷却水管は、必要十分な冷却水量を確保できる口径とする。</p> <p>(12) ディスタンスピースのドレン管には、原則として弁あるいはコックを取り付けない。</p>

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新（改定後）	旧（現行）
共通仕様書 第4章 第10節 4.10.1 一般事項 P80	<p>(8) 次に掲げる安全装置を必要に応じて備える。</p> <p>ア. ガーダ下面には、作業床面の照度が十分確保できる投光器を設ける。 投光器は、耐振、耐衝撃性を考慮し、管球の取替えが容易な、高天井器具を使用する。</p> <p>イ. クレーン本体には、次の部品を取り付ける。 (ア) 操作員が容易に識別できる位置に、方向表示板 (イ) 定格荷重、その他必要な事項を記入した、銘板 (ウ) 赤色の通電表示灯 (エ) 作業者に注意を促すための、十分な音量の警報装置</p> <p>ウ. 給電用キャブタイヤケーブルの端には、赤色の通電表示灯を設ける。</p> <p>エ. ガーダにはクレーンの点検が容易にできる、幅40cm以上の点検歩廊を設ける。</p> <p>オ. 点検歩廊及びびクラブには、高さ90cm以上で、中さん及び高さが3cm以上のつま先板付きの手摺を設け、安全面に十分配慮する。</p> <p>カ. クレーン上の回転露出部分には、保護網あるいはケースを取り付ける。</p> <p>キ. フックブロック、バフファ、その他監督員が指示する部分には、注意表示のための塗装を施す。</p> <p>ク. サドルあるいはガーダの両端には、走行レールの点検が容易にできるゲージを取り付ける。</p> <p>ケ. ボルト・ナット及びびねじなどには、ゆるみ止め又は抜け止めを施す。</p> <p>(9) 給電装置は、原則として次のとおりとする。</p> <p>ア. 給電方式は、キャブタイヤケーブルとする。</p> <p>イ. 使用するケーブルは、次の規格による、2PNCTとする。 JIS C 3327「600Vゴムキャブタイヤケーブル」</p> <p>ウ. 走行装置への給電方式は、ハンガーレールカーテン方式又はケーブルリール方式とする。</p> <p>エ. 横行装置への給電方式は、ハンガーレールカーテン方式とし、堅固で円滑に作動するものであること。</p> <p>オ. ハンガーレールは、建屋あるいは走行レール取付桁（ランウェイガーダ）から、形鋼等で堅固に支持する。</p> <p>カ. キャブタイヤケーブルに、直接張力がかからないこと。</p>	<p>(8) 次に掲げる安全装置を必要に応じて備える。</p> <p>ア. ガーダ下面には、作業床面の照度が十分確保できる投光器を設ける。 投光器は、耐振、耐衝撃性を考慮し、管球の取替えが容易な、高天井器具を使用する。</p> <p>イ. クレーン本体には、次の部品を取り付ける。 (ア) 操作員が容易に識別できる位置に、方向表示板 (イ) 定格荷重、その他必要な事項を記入した、銘板 (ウ) 赤色の通電表示灯 (エ) 作業者に注意を促すための、十分な音量の警報装置</p> <p>ウ. 給電用キャブタイヤケーブルの端には、赤色の通電表示灯を設ける。</p> <p>エ. ガーダにはクレーンの点検が容易にできる、幅40cm以上の点検歩廊を設ける。</p> <p>オ. 点検歩廊及びびクラブには、高さ90cm以上で、中さん及び高さが3cm以上のつま先板付きの手摺を設け、安全面に十分配慮する。</p> <p>カ. クレーン上の回転露出部分には、保護網あるいはケースを取り付ける。</p> <p>キ. フックブロック、バフファ、その他監督員が指示する部分には、注意表示のための塗装を施す。</p> <p>ク. サドルあるいはガーダの両端には、走行レールの点検が容易にできるゲージを取り付ける。</p> <p>ケ. ボルト・ナット及びびねじなどには、ゆるみ止め又は抜け止めを施す。</p> <p>(9) 給電装置は、原則として次のとおりとする。</p> <p>ア. 給電方式は、キャブタイヤケーブルとする。</p> <p>イ. 使用するケーブルは、次の規格による、2PNCTとする。 JIS C 3327「600Vゴムキャブタイヤケーブル」</p> <p>ウ. 走行装置への給電方式は、ハンガーレールカーテン方式又はケーブルリール方式とする。</p> <p>エ. 横行装置への給電方式は、ハンガーレールカーテン方式とし、堅固で円滑に作動するものであること。</p> <p>オ. ハンガーレールは、建屋あるいは走行レール取付桁（ランウェイガーダ）から、形鋼等で堅固に支持する。</p> <p>カ. キャブタイヤケーブルに、直接張力がかからないこと。</p>

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
共通仕様書 第4章 第10節 4.10.2 クラブ式天井 クレーン P82	1. 各部の構造 (1) この節で規定するクラブ式天井クレーンは、床上で運転し、かつ運転する者が、荷の移動とともに移動する方式とする。 (2) 巻上げ、横行及び走行の各動作は、各々個別の電動機により行える。 (3) 桁 (ガーダ) 1) ガーダの形状は、トラスガーダ、プレートガーダ又はボックスガーダとする。 2) ガーダのたわみは、定格荷重を中央で吊り上げた時、次の数値を満足する。 ガーダのスパンに対して、1/800以下 (4) サドル 1) 原則として、ガーダと同等な材料を使用して、強固な箱形の構造とする。 2) 荷を吊り上げた場合は、その荷重が常に、2本の走行レールに均等にかかる構造とする。 (5) クラブ 1) 荷を吊り上げた場合は、その荷重が常に、2本の走行レールに均等にかかる構造とする。 2) 横行レールは、ガーダ上に、原則としてボルトによって取り付ける。 (6) 巻上装置 1) 巻上げは、クラブの巻上装置により行う。 2) 巻上装置は、電動機の回転を適切な減速装置を介してドラムに伝え、これを回転させて、ワイヤロープを巻き取る。 3) 巻上装置には、十分な制動用量をもった機械式及び電気式制動装置を備える。 また、巻下げ時の加速を防止する装置を内蔵する。 4) ワイヤロープは、フックブロック及び滑車を介して、ドラムの両端から巻取る構造とする。 5) ドラムは、鋳鋼製、鋼板製又は機械構造用の鋼管製とする。 6) ドラムのピッチ円の直径は、使用するワイヤロープの直径の14倍以上とし、かつワイヤロープを一重で巻取ることができる大ききで、捨て巻きは2巻以上とする。 7) ワイヤロープは、次の規格によるフィラー形とし、過重に対して十分な強度を有する。 JIS G 3525「ワイヤロープ」 8) ワイヤロープの末端は、外部からの調整が容易で、取り換えが迅速に行えるように固定する。 9) フックブロックのフックは、原則として次の規格によるもので、荷重を吊り上げた場合は、容易に回転するもの。 JIS B 2803「フック」 4. 操作方式 (1) 操作は、押ボタンスイッチにより、床上及びプラットホームから操作できる。 (2) 電源スイッチ及び保安装置用電源スイッチは、吊り下げ式を標準とする。 (3) 押ボタンスイッチからジョイントボックスまでは、 キャプタイヤケーブル とし、これに張力がかからないよう鎖等で吊り下げる。 (4) 押ボタンスイッチには、操作用銘板を取り付ける。 (5) 巻上げ、巻下げ、横行及び走行の各スイッチは、自己復帰型とする。	1. 各部の構造 (1) この節で規定するクラブ式天井クレーンは、床上で運転し、かつ運転する者が、荷の移動とともに移動する方式とする。 (2) 巻上げ、横行及び走行の各動作は、各々個別の電動機により行える。 (3) 桁 (ガーダ) 1) ガーダの形状は、トラスガーダ、プレートガーダ又はボックスガーダとする。 2) ガーダのたわみは、定格荷重を中央で吊り上げた時、次の数値を満足する。 ガーダのスパンに対して、1/800以下 (4) サドル 1) 原則として、ガーダと同等な材料を使用して、強固な箱形の構造とする。 2) 荷を吊り上げた場合は、その荷重が常に、2本の走行レールに均等にかかる構造とする。 (5) クラブ 1) 荷を吊り上げた場合は、その荷重が常に、2本の走行レールに均等にかかる構造とする。 2) 横行レールは、ガーダ上に、原則としてボルトによって取り付ける。 (6) 巻上装置 1) 巻上げは、クラブの巻上装置により行う。 2) 巻上装置は、電動機の回転を適切な減速装置を介してドラムに伝え、これを回転させて、ワイヤロープを巻き取る。 3) 巻上装置には、十分な制動用量をもった機械式及び電気式制動装置を備える。 また、巻下げ時の加速を防止する装置を内蔵する。 4) ワイヤロープは、フックブロック及び滑車を介して、ドラムの両端から巻取る構造とする。 5) ドラムは、鋳鋼製、鋼板製又は機械構造用の鋼管製とする。 6) ドラムのピッチ円の直径は、使用するワイヤロープの直径の14倍以上とし、かつワイヤロープを一重で巻取ることができる大ききで、捨て巻きは2巻以上とする。 7) ワイヤロープは、次の規格によるフィラー形とし、過重に対して十分な強度を有する。 JIS G 3525「ワイヤロープ」 8) ワイヤロープの末端は、外部からの調整が容易で、取り換えが迅速に行えるように固定する。 9) フックブロックのフックは、原則として次の規格によるもので、過重を吊り上げた場合は、容易に回転するもの。 JIS B 2803「フック」 4. 操作方式 (1) 操作は、押ボタンスイッチにより、床上及びプラットホームから操作できる。 (2) 電源スイッチ及び保安装置用電源スイッチは、吊り下げ式を標準とする。 (3) 押ボタンスイッチからジョイントボックスまでは、キャプタイヤケーブルとし、これに張力がかからないよう鎖等で吊り下げる。 (4) 押ボタンスイッチには、操作用銘板を取り付ける。 (5) 巻上げ、巻下げ、横行及び走行の各スイッチは、自己復帰型とする。

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																				
共通仕様書 第4章 第11節 4.11.3 前処理設備 P85	(1) 紫外線照射に適する水質 1) 濁度を2度以下に抑える。 2) 色度を5度以下に抑える。 3) 紫外線(253.7nm付近)の透過率が75%を超えるようにする。 (紫外線吸光度が0.125abs./10mm未満に抑える。) 4) 詳細は特記仕様書による。	(1) 紫外線照射に適する水質 1) 濁度を2度以下に抑える。 2) 色度を5度以下に抑える。 3) 紫外線(253.7nm付近)の透過率が75%を超えるようにする。 (紫外線吸光度が0.125abs./10mm未満に抑える。) 4) 詳細は特記仕様書による。																																				
共通仕様書 第4章 第11節 4.11.4 紫外線照射設備 P85	1. 必要照射量 紫外線照射槽を通過する水量の95%以上に対して、紫外線(253.7nm付近)の照射量を常時1.0mJ/cm ² 以上確保する。	1. 必要照射量 紫外線照射槽を通過する水量の95%以上に対して、紫外線(253.7nm付近)の照射量を常時1.0mJ/cm ² 以上確保する。																																				
共通仕様書 第4章 第12節 4.12.4 配管布設 P89	表-4.12.3 埋設配管用防食材料(鋼管) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防食テープ</td> <td>ペトロラム系 JIS Z 1902「ペトロラム系防食テープ」厚さ1.1mm</td> </tr> <tr> <td>絶縁テープ</td> <td>ブチルゴム系 ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防食シート</td> <td>ペトロラム系 変成ペトロラムを主原料とした防食屈と非加硫ゴムシート屈から成るシートで厚さ0.4mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td>ブチルゴム系 自己融着性非加硫ゴムシートで厚さ2.0mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防食用グライマ</td> <td>ペトロラム系 JIS Z 1903「ペトロラム系防食ペースト」によるもの</td> </tr> <tr> <td>ブチルゴム系 ブチルゴムを主成分とした固形分を溶剤で溶かしたもの</td> </tr> <tr> <td>プラスチックテープ</td> <td>自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚0.4mm以上のもので、JIS Z 1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準じる品質を有するもの</td> </tr> <tr> <td>熱収縮材</td> <td>架橋ポリエチレンを基材として内面にブチルゴムの粘着層を塗布した、厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シート</td> </tr> <tr> <td>覆装材</td> <td>ビニロンクロス、ガラスクロス又はガラスマット</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	仕 様	防食テープ	ペトロラム系 JIS Z 1902「ペトロラム系防食テープ」厚さ1.1mm	絶縁テープ	ブチルゴム系 ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの	防食シート	ペトロラム系 変成ペトロラムを主原料とした防食屈と非加硫ゴムシート屈から成るシートで厚さ0.4mm以上のもの	ブチルゴム系 自己融着性非加硫ゴムシートで厚さ2.0mm以上のもの	防食用グライマ	ペトロラム系 JIS Z 1903「ペトロラム系防食ペースト」によるもの	ブチルゴム系 ブチルゴムを主成分とした固形分を溶剤で溶かしたもの	プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚0.4mm以上のもので、JIS Z 1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準じる品質を有するもの	熱収縮材	架橋ポリエチレンを基材として内面にブチルゴムの粘着層を塗布した、厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シート	覆装材	ビニロンクロス、ガラスクロス又はガラスマット	表-4.12.3 埋設配管用防食材料(鋼管) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防食テープ</td> <td>ペトロラム系 JIS Z 1902「ペトロラム系防食テープ」厚さ1.1mm</td> </tr> <tr> <td>絶縁テープ</td> <td>ブチルゴム系 ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防食シート</td> <td>ペトロラム系 変成ペトロラムを主原料とした防食屈と非加硫ゴムシート屈から成るシートで厚さ0.4mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td>ブチルゴム系 自己融着性非加硫ゴムシートで厚さ2.0mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防食用グライマ</td> <td>ペトロラム系 JIS Z 1903「ペトロラム系防食ペースト」によるもの</td> </tr> <tr> <td>ブチルゴム系 ブチルゴムを主成分とした固形分を溶剤で溶かしたもの</td> </tr> <tr> <td>プラスチックテープ</td> <td>自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚0.4mm以上のもので、JIS Z 1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準じる品質を有するもの</td> </tr> <tr> <td>熱収縮材</td> <td>架橋ポリエチレンを基材として内面にブチルゴムの粘着層を塗布した、厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シート</td> </tr> <tr> <td>覆装材</td> <td>JIS-G-3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」によるビニロンクロス、ガラスクロス又はガラスマット</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	仕 様	防食テープ	ペトロラム系 JIS Z 1902「ペトロラム系防食テープ」厚さ1.1mm	絶縁テープ	ブチルゴム系 ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの	防食シート	ペトロラム系 変成ペトロラムを主原料とした防食屈と非加硫ゴムシート屈から成るシートで厚さ0.4mm以上のもの	ブチルゴム系 自己融着性非加硫ゴムシートで厚さ2.0mm以上のもの	防食用グライマ	ペトロラム系 JIS Z 1903「ペトロラム系防食ペースト」によるもの	ブチルゴム系 ブチルゴムを主成分とした固形分を溶剤で溶かしたもの	プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚0.4mm以上のもので、JIS Z 1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準じる品質を有するもの	熱収縮材	架橋ポリエチレンを基材として内面にブチルゴムの粘着層を塗布した、厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シート	覆装材	JIS-G-3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」によるビニロンクロス、ガラスクロス又はガラスマット
名 称	仕 様																																					
防食テープ	ペトロラム系 JIS Z 1902「ペトロラム系防食テープ」厚さ1.1mm																																					
絶縁テープ	ブチルゴム系 ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの																																					
防食シート	ペトロラム系 変成ペトロラムを主原料とした防食屈と非加硫ゴムシート屈から成るシートで厚さ0.4mm以上のもの																																					
	ブチルゴム系 自己融着性非加硫ゴムシートで厚さ2.0mm以上のもの																																					
防食用グライマ	ペトロラム系 JIS Z 1903「ペトロラム系防食ペースト」によるもの																																					
	ブチルゴム系 ブチルゴムを主成分とした固形分を溶剤で溶かしたもの																																					
プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚0.4mm以上のもので、JIS Z 1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準じる品質を有するもの																																					
熱収縮材	架橋ポリエチレンを基材として内面にブチルゴムの粘着層を塗布した、厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シート																																					
覆装材	ビニロンクロス、ガラスクロス又はガラスマット																																					
名 称	仕 様																																					
防食テープ	ペトロラム系 JIS Z 1902「ペトロラム系防食テープ」厚さ1.1mm																																					
絶縁テープ	ブチルゴム系 ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの																																					
防食シート	ペトロラム系 変成ペトロラムを主原料とした防食屈と非加硫ゴムシート屈から成るシートで厚さ0.4mm以上のもの																																					
	ブチルゴム系 自己融着性非加硫ゴムシートで厚さ2.0mm以上のもの																																					
防食用グライマ	ペトロラム系 JIS Z 1903「ペトロラム系防食ペースト」によるもの																																					
	ブチルゴム系 ブチルゴムを主成分とした固形分を溶剤で溶かしたもの																																					
プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚0.4mm以上のもので、JIS Z 1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準じる品質を有するもの																																					
熱収縮材	架橋ポリエチレンを基材として内面にブチルゴムの粘着層を塗布した、厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シート																																					
覆装材	JIS-G-3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」によるビニロンクロス、ガラスクロス又はガラスマット																																					

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
<p>共通仕様書 第4章 第12節 4.12.5 弁類 P91</p>	<p>4. 小口径弁類 (1) 小口径配管等に用いる主要な弁類の仕様は、次のとおりである。 1) JIS B 2011「青銅弁」 2) JIS B 2031「ねずみ鋳鉄弁」 3) JIS B 2051「可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁」 4) JIS B 2061「給水栓」 5) JIS B 2071「鋼製弁」 6) JV8-1「一般配管用ステンレス鋼弁」 7) JV9「工業用偏心形バタフライ弁」</p>	<p>4. 小口径弁類 (1) 小口径配管等に用いる主要な弁類の仕様は、次のとおりである。 1) JIS B 2011「青銅弁」 2) JIS B 2031「ねずみ鋳鉄弁」 3) JIS B 2051「可鍛鋳鉄10Kねじ込み形弁」 4) JIS B 2061「給水栓」 5) JIS B 2071「鋼製弁」 6) JV4-2「鋳鉄弁—可鍛鋳鉄及び球状黒鉛鋳鉄小型弁—」 7) JV4-3「鋳鉄弁—可鍛鋳鉄及び球状黒鉛鋳鉄弁—」 8) JV4-4「鋳鉄弁—マレアル鉄及びダクタイル鉄小型弁—」 9) JV4-5「鋳鉄弁—マレアル鉄及びダクタイル鉄弁—」 10) JV8-1「一般配管用ステンレス鋼弁」 11) JV9「工業用偏心形バタフライ弁」</p>
<p>共通仕様書 第4章 第13節 4.13.1 一般事項 P93</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当該各号の定めによる。ただし、この場合であっても浄水又は浄水処理過程における水に接する部材への塗装は、「第2章 機器及び材料 2.1.1 機器及び材料の規格 7」を遵守する。</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当該各号の定めによる。ただし、この場合であっても浄水又は浄水処理過程における水に接する部材への塗装は、「第2章 機器及び材料 2.1.1 機器及び材料の規格 6」を遵守する。</p>
<p>共通仕様書 第4章 第13節 4.13.2 塗装品質管理 P93</p>	<p>2. 大型塔槽類、橋脚などの塗装に当たっては、塗装年度、塗料名、塗料会社、施工者名などを表示する。</p>	<p>2. 形塔槽類、橋脚などの塗装に当たっては、塗装年度、塗料名、塗料会社、施工者名などを表示する。</p>

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																																						
共通仕様書 第4章 第13節 4.13.3 塗装の種類 P94	表-4.13.1 標準塗装仕様 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用区分 (設置環境)</th> <th>塗装の種類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋 内</td> <td>一 般</td> <td>フェノール樹脂系塗装</td> <td>電気室、換気機械室、計算機室など</td> </tr> <tr> <td>高湿部</td> <td>ポリウレタン樹脂系塗装</td> <td>ポンプ室、配管室、管廊、脱水機室など</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋 外</td> <td>一 般</td> <td>フタル酸樹脂系塗装</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高湿部</td> <td>ポリウレタン樹脂系塗装</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水中部 接水部</td> <td>水道用液状エポキシ樹脂塗装</td> <td>浄水若しくは浄水処理過程の水に接する、又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分で、原則として工場における塗装を行う場合</td> </tr> <tr> <td>水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装</td> <td>浄水若しくは浄水処理過程の水に接する、又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分で、現場又は工場における塗装を行う場合</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂系塗装</td> <td>上記2段以外の部分</td> </tr> <tr> <td>耐薬品部</td> <td>エポキシ樹脂系塗装</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	適用区分 (設置環境)	塗装の種類	備 考	屋 内	一 般	フェノール樹脂系塗装	電気室、換気機械室、計算機室など	高湿部	ポリウレタン樹脂系塗装	ポンプ室、配管室、管廊、脱水機室など	屋 外	一 般	フタル酸樹脂系塗装		高湿部	ポリウレタン樹脂系塗装		水中部 接水部	水道用液状エポキシ樹脂塗装	浄水若しくは浄水処理過程の水に接する、又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分で、原則として工場における塗装を行う場合	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装	浄水若しくは浄水処理過程の水に接する、又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分で、現場又は工場における塗装を行う場合	エポキシ樹脂系塗装	上記2段以外の部分	耐薬品部	エポキシ樹脂系塗装		表-4.13.1 標準塗装仕様 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用区分 (設置環境)</th> <th>塗装の種類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋 内</td> <td>一 般</td> <td>フェノール樹脂系塗装</td> <td>電気室、換気機械室、計算機室など</td> </tr> <tr> <td>高湿部</td> <td>ポリウレタン樹脂系塗装</td> <td>ポンプ室、配管室、管廊、脱水機室など</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋 外</td> <td>一 般</td> <td>フタル酸樹脂系塗装</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高湿部</td> <td>ポリウレタン樹脂系塗装</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水中部 接水部</td> <td>水道用液状エポキシ樹脂塗装</td> <td>浄水若しくは浄水処理過程の水に接する、又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分で、原則として工場における塗装を行う場合</td> </tr> <tr> <td>水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装</td> <td>浄水若しくは浄水処理過程の水に接する、又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分で、現場又は工場における塗装を行う場合</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂系塗装</td> <td>上記2段以外の部分</td> </tr> <tr> <td>接水部</td> <td>エポキシ樹脂系塗装</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	適用区分 (設置環境)	塗装の種類	備 考	屋 内	一 般	フェノール樹脂系塗装	電気室、換気機械室、計算機室など	高湿部	ポリウレタン樹脂系塗装	ポンプ室、配管室、管廊、脱水機室など	屋 外	一 般	フタル酸樹脂系塗装		高湿部	ポリウレタン樹脂系塗装		水中部 接水部	水道用液状エポキシ樹脂塗装	浄水若しくは浄水処理過程の水に接する、又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分で、原則として工場における塗装を行う場合	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装	浄水若しくは浄水処理過程の水に接する、又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分で、現場又は工場における塗装を行う場合	エポキシ樹脂系塗装	上記2段以外の部分	接水部	エポキシ樹脂系塗装	
適用区分 (設置環境)	塗装の種類	備 考																																																						
屋 内	一 般	フェノール樹脂系塗装	電気室、換気機械室、計算機室など																																																					
	高湿部	ポリウレタン樹脂系塗装	ポンプ室、配管室、管廊、脱水機室など																																																					
屋 外	一 般	フタル酸樹脂系塗装																																																						
	高湿部	ポリウレタン樹脂系塗装																																																						
水中部 接水部	水道用液状エポキシ樹脂塗装	浄水若しくは浄水処理過程の水に接する、又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分で、原則として工場における塗装を行う場合																																																						
	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装	浄水若しくは浄水処理過程の水に接する、又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分で、現場又は工場における塗装を行う場合																																																						
	エポキシ樹脂系塗装	上記2段以外の部分																																																						
耐薬品部	エポキシ樹脂系塗装																																																							
適用区分 (設置環境)	塗装の種類	備 考																																																						
屋 内	一 般	フェノール樹脂系塗装	電気室、換気機械室、計算機室など																																																					
	高湿部	ポリウレタン樹脂系塗装	ポンプ室、配管室、管廊、脱水機室など																																																					
屋 外	一 般	フタル酸樹脂系塗装																																																						
	高湿部	ポリウレタン樹脂系塗装																																																						
水中部 接水部	水道用液状エポキシ樹脂塗装	浄水若しくは浄水処理過程の水に接する、又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分で、原則として工場における塗装を行う場合																																																						
	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装	浄水若しくは浄水処理過程の水に接する、又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分で、現場又は工場における塗装を行う場合																																																						
	エポキシ樹脂系塗装	上記2段以外の部分																																																						
接水部	エポキシ樹脂系塗装																																																							

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)				旧 (現 行)				
共通仕様書 第4章 第13節 4.13.5 塗装作業 P96	表-4.13.3 新設機器等の塗装仕様及び行程				表-4.13.3 新設機器等の塗装仕様及び行程				
	種 類	工 程	塗料の調査及び処理	標準膜厚 (μm)	種 類	工 程	塗料の調査及び処理	標準膜厚 (μm)	
	フェノール 樹脂系塗装	プライマ	長曝型エッチングプライマ(JIS K5633 2種)		15	フェノール 樹脂系塗装	プライマ	長曝型エッチングプライマ(JIS K5633 2種)	15
		下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674 1種)		35		下塗一層	鉛丹さび止めペイント(JIS K5622 1種) 又は シアナミド鉛さび止めペイント(JIS K5625 1種)	35
		下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674 2種)		35		下塗二層	鉛丹さび止めペイント(JIS K5622 2種) 又は シアナミド鉛さび止めペイント(JIS K5625 2種)	35
		中塗	フェノール樹脂系塗料		25		中塗	フェノール樹脂系塗料	25
		上塗	同上		25		上塗	同上	25
	ポリウレタン 樹脂系塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ		20	ポリウレタン 樹脂系塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ	20
		下塗一層	エポキシ樹脂系塗料		60		下塗一層	エポキシ樹脂系塗料	60
		下塗二層	同上		60		下塗二層	同上	60
		中塗	ポリウレタン樹脂系塗料(中塗用)		30		中塗	ポリウレタン樹脂系塗料(中塗用)	30
		上塗	ポリウレタン樹脂系塗料		25		上塗	ポリウレタン樹脂系塗料	25
	フタル酸樹脂 系塗装	プライマ	長曝型エッチングプライマ(JIS K5633 2種)		15	フタル酸樹脂 系塗装	プライマ	長曝型エッチングプライマ(JIS K5633 2種)	15
		下塗一層	油性さび止め塗料		35		下塗一層	油性さび止め塗料	35
		下塗二層	同上		35		下塗二層	同上	35
		中塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(中塗用)		30		中塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(中塗用)	30
		上塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(上塗用)		25		上塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(上塗用)	25
	水道用液状 エポキシ樹脂 塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ		20	水道用液状 エポキシ樹脂 塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ	20
		下塗、中塗、上塗計4層 以上	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWA K135)		計300 (注1)		下塗、中塗、上塗計4層 以上	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWA K135)	計300 (注1)
	水道用無溶剤形 エポキシ樹脂 塗装	水道用無溶剤形エポ キシ樹脂塗料塗装方 法(JWWA K157)に準じ る。	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料(JWWA K157)		計300 (注1)	水道用無溶剤形 エポキシ樹脂 塗装	水道用無溶剤形エポ キシ樹脂塗料塗装方 法(JWWA K157)に準じ る。	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料(JWWA K157)	計300 (注1)
	エポキシ 粉体塗装	水道用ダクトイル鑄 鉄管内面エポキシ樹 脂粉体塗装(JWWA G112)に準じる。	水道用ダクトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G112)		計300	エポキシ 粉体塗装	水道用ダクトイル鑄 鉄管内面エポキシ樹 脂粉体塗装(JWWA G112)に準じる。	水道用ダクトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G112)	計300
	エポキシ樹脂 系塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ		20	エポキシ樹脂 系塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ	20
		下塗、中塗、上塗計4層 以上	エポキシ樹脂系塗料		計200 (注1)		下塗、中塗、上塗計4層 以上	エポキシ樹脂系塗料	計200 (注1)
	注1 各層の標準膜厚は、使用する塗料の製作会社の指定による。 注2 膜厚は、乾燥・硬化後に電磁式による計測をした場合のものである。				注1 各層の標準膜厚は、使用する塗料の製作会社の指定による。 注2 膜厚は、乾燥・硬化後に電磁式による計測をした場合のものである。				

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)				旧 (現 行)				
共通仕様書 第4章 第13節 4.13.5 塗装作業 P96	表-4.13.4 塗替えの塗装仕様及び行程				表-4.13.4 塗替えの塗装仕様及び行程				
	種 類	工 程	塗料の調査及び処理	標準膜厚 (μm)	種 類	工 程	塗料の調査及び処理	標準膜厚 (μm)	
	フェノール 樹脂系塗装	補修塗	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674 2種)		35	フェノール 樹脂系塗装	補修塗	鉛丹さび止めペイント(JIS K5622 2種) 又は シアナミド鉛さび止めペイント(JIS K5625 2種)	35
		下塗	同上		35		下塗	同上	35
		中塗	フェノール樹脂系塗料		25		中塗	フェノール樹脂系塗料	25
	ポリウレタン 樹脂系塗装	上塗	同上		25	ポリウレタン 樹脂系塗装	上塗	同上	25
		補修塗	変性エポキシ樹脂塗料		50		補修塗	変性エポキシ樹脂塗料	50
		下塗	同上		50		下塗	同上	50
	フタル酸樹脂 系塗装	中塗	ポリウレタン樹脂系塗料(中塗用)		30	フタル酸樹脂 系塗装	中塗	ポリウレタン樹脂系塗料(中塗用)	30
		上塗	ポリウレタン樹脂系塗料		25		上塗	ポリウレタン樹脂系塗料	25
		補修塗	油性さび止め塗料		35		補修塗	油性さび止め塗料	35
	水道用液状 エポキシ樹脂 塗装	下塗一層	同上		35	水道用液状 エポキシ樹脂 塗装	下塗一層	同上	35
		下塗二層	同上		35		下塗二層	同上	35
		中塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(中塗用)		30		中塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(中塗用)	30
		上塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(上塗用)		25		上塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(上塗用)	25
		補修塗	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JJWW K 135)		60		補修塗	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JJWW K 135)	60
	水道用無溶剤形 エポキシ樹脂 塗装	下塗、中塗、上塗計3層 以上	同上		計300 (注2)	水道用無溶剤形 エポキシ樹脂 塗装	下塗、中塗、上塗計4層 以上	同上	計300 (注2)
		水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法(JJWW K157)に準じる。	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料(JJWW K157)		計300 (注2)		水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法(JJWW K157)に準じる。	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料(JJWW K157)	計300 (注2)
	エポキシ 粉体塗装	水道用ダクタイル 鉄管内面エポキシ樹 脂粉体塗装(JJWW G112)に準じる。	水道用ダクタイル 鉄管内面エポキシ樹 脂粉体塗装(JJWW G112)		計300	エポキシ 粉体塗装	水道用ダクタイル 鉄管内面エポキシ樹 脂粉体塗装(JJWW G112)に準じる。	水道用ダクタイル 鉄管内面エポキシ樹 脂粉体塗装(JJWW G112)	計300
		補修塗	変性エポキシ樹脂塗料		50		補修塗	変性エポキシ樹脂塗料	50
エポキシ樹脂 系塗装	下塗	同上		50	エポキシ樹脂 系塗装	下塗	同上	50	
	中塗、上塗計2層以上	エポキシ樹脂系塗料		計80 (注2)		中塗、上塗計2層以上	エポキシ樹脂系塗料	計80 (注2)	
注1 補修塗とは、3種、4種ケレンで地肌が出た部分について、部分的に塗装を行うことである。				注1 補修塗とは、3種、4種ケレンで地肌が出た部分について、部分的に塗装を行うことである。					
注2 各層の標準膜厚は、使用する塗料の製作会社の指定による。				注2 各層の標準膜厚は、使用する塗料の製作会社の指定による。					
注3 膜厚は、乾燥・硬化後に電磁式による計測をした場合のものである。				注3 膜厚は、乾燥・硬化後に電磁式による計測をした場合のものである。					

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
共通仕様書		
第5章	2. 機器・材料の選定	2. 機器・材料の選定
第1節	(2) 機器・材料の選定に当たっては、用途、使用場所に合致し、定格を備えたものとする。	(2) 機器・材料の選定に当たっては、用途、使用場所に合致し、定格を備えたものとする。
5.1.1	また、使用環境を十分に考慮し、電氣的、機械的に耐久性が有るものとする。	また、使用環境を十分に考慮し、電氣的、機械的に耐久性が有るものとする。
一般事項	なお、機器及び材料については、本章の各節によることを基本とする	
P100	が、使用用途、設置場所、重要性、更新時期、バックアップ施設の有無等を考慮し、適切なものを選定すること。	
共通仕様書		
第5章	20) 屋外盤については、上記のほかに次のとおりとする。	20) 屋外盤については、上記のほかに次のとおりとする。
第2節	ア. 閉鎖形の箱体の上に屋根を設ける。屋根は、1/30以上の後勾配とする。	ア. 閉鎖形の箱体の上に屋根を設ける。屋根は、1/30以上の後勾配とする。
5.2.1	イ. スイッチ等を正面扉に取り付ける場合は、スイッチ等が雨やほこりなどで監視、操作などに影響を与えないものとする。	イ. スイッチ等を正面扉に取り付ける場合は、スイッチ等が雨やほこりなどで監視、操作などに影響を与えないものとする。
配電盤	また、取り付けたスイッチ等から盤内に雨水やほこりなどの浸入がないようにする。	また、取り付けたスイッチ等から盤内に雨水やほこりなどの浸入がないようにする。
P103	ウ. 扉及び扉に窓を設ける場合は、パッキン付とする。パッキンは長期の使用に耐えられるものとする。	ウ. 扉及び扉に窓を設ける場合は、パッキン付とする。パッキンは長期の使用に耐えられるものとする。
	また、ガラス窓を設ける場合は、JIS R 3204に規定する厚さ6.8mm以上の金属製の網入ガラス又はこれと同等以上の機械的強度及び防火性のものを用いる。	また、ガラス窓を設ける場合は、JIS R 3204に規定する厚さによる種類6.8mm以上の金属製の網入ガラス又はこれと同等以上の機械的強度及び防火性のものを用いる。
	エ. 中扉は、原則としてストッパ付きとし、保安点検に必要な開度を保持できるものとする。なお、ストッパは、風等により開いた扉が安易に閉まらない構造とする。	エ. 中扉は、原則としてストッパ付きとし、保安点検に必要な開度を保持できるものとする。なお、ストッパは、風等により開いた扉が安易に閉まらない構造とする。
	オ. ハンドルは、腐食対策を施したものを使用する。	オ. ハンドルは、腐食対策を施したものを使用する。
共通仕様書	1. 一般事項	1. 一般事項
第5章	(1) G I S (ガス絶縁開閉装置) は、JEC2350「ガス絶縁開閉装置」による。	(1) G I S (ガス絶縁開閉装置) は、JEC2350「ガス絶縁開閉装置」による。
第2節	(2) C-G I S (キュービクルに收容されたガス絶縁開閉装置) は、JEC2350「ガス絶縁開閉装置」及びJIS C 62271-200「定格電圧 1	(2) C-G I S (キュービクルに收容されたガス絶縁開閉装置) は、JEC2350「ガス絶縁開閉装置」及びJEM1425「金属閉鎖型スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による。
5.2.2	kV を超え 52 kV 以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による。	
特別高圧ガス絶縁開閉装置		
P106		

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																								
共通仕様書 第5章 第2節 5.2.3 高圧配電盤 P106	1. 一般事項 (1) 高圧閉鎖形配電盤は、JIS C4620「キュービクル式高圧受電設備」及びJIS C 62271-200「定格電圧 1 kV を超え 52 kV 以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」によるほか、表-5.2.3.1のとおりとする。 2. 構造 (1) 盤板厚 収納機器の重量、動作による衝撃等を考慮し設計製作する。 表-5.2.3.3 鋼板の厚さ〔単位：mm〕 <table border="1" data-bbox="315 507 965 667"> <thead> <tr> <th>構成部</th> <th>鋼板の厚さ (屋内外共)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扉板</td> <td>2.3 以上</td> </tr> <tr> <td>天井(屋根)板</td> <td>2.3 以上</td> </tr> <tr> <td>底板</td> <td>2.3 以上</td> </tr> <tr> <td>側面板</td> <td>2.3 以上</td> </tr> <tr> <td>仕切板</td> <td>1.6 以上</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 機械的強度を必要とする構成部は、適切な補強又は3.2mm以上の板厚とする。 (注2) 仕切板は、配電盤内に隔壁として使用するものをいう。 (注3) 表-5.2.3.3 はステンレス鋼板に適用しない。 (2) 保護等級 1) 補助継電器盤の保護等級は、「第5章 電気設備工事編 5.2.1 2. 構造一般 (1)2)」を参照する。 2) 屋外に配電盤を設置する場合は別途、特記仕様書に示された保護等級によるものとする。 なお、JEM1267 の保護等級の I P コードの補助文字Wを適用する。 (3) 遮断器 遮断器はJIS C4603「高圧交流遮断器」、JEC2300「交流遮断器」に適合するものとする。 (4) 断路器 断路器はJIS C4606「屋内用高圧断路器」、JEC2310「交流断路器」に適合するものとする。 (5) 高圧コンビンーションスタータ 高圧コンビンーションスタータは、JEM1225「高圧コンビンーションスタータ」に適合するほか、次のとおりとする。	構成部	鋼板の厚さ (屋内外共)	扉板	2.3 以上	天井(屋根)板	2.3 以上	底板	2.3 以上	側面板	2.3 以上	仕切板	1.6 以上	1. 一般事項 (1) 高圧閉鎖形配電盤は、JIS C4620「キュービクル式高圧受電設備」及びJEM1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」によるほか、表-5.2.3.1のとおりとする。 2. 構造 (1) 盤板厚 収納機器の重量、動作による衝撃等を考慮し設計製作する。 表-5.2.3.3 鋼板の厚さ〔単位：mm〕 <table border="1" data-bbox="1256 507 1906 667"> <thead> <tr> <th>構成部</th> <th>鋼板の厚さ (屋内外共)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扉板</td> <td>2.3 以上</td> </tr> <tr> <td>天井(屋根)板</td> <td>2.3 以上</td> </tr> <tr> <td>底板</td> <td>2.3 以上</td> </tr> <tr> <td>側面板</td> <td>2.3 以上</td> </tr> <tr> <td>仕切板</td> <td>1.6 以上</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 機械的強度を必要とする構成部は、適切な補強又は3.2mm以上の板厚とする。 (注2) 仕切板は、配電盤内に隔壁として使用するものをいう。 (注3) 表-5.2.3.3 はステンレス鋼板に適用しない。 (2) 保護等級 1) 補助継電器盤の保護等級は、「第5章 電気設備工事編 5.2.1 2. 構造一般 (1)2)」を参照する。 2) 屋外に配電盤を設置する場合は別途、特記仕様書に示された保護等級によるものとする。 なお、JEM1267 の保護等級の I P コードの補助文字Wを適用する。 (3) 遮断器 遮断器はJIS C4603「高圧交流遮断器」、JEC2300「交流遮断器」に適合するものとする。 (4) 断路器 断路器はJIS C4606「屋内用高圧断路器」、JEC2310「交流断路器」に適合するものとする。 (5) 高圧コンビンーションスタータ 高圧コンビンーションスタータは、JEM1225「高圧コンビンーションスタータ」に適合するほか、次のとおりとする。	構成部	鋼板の厚さ (屋内外共)	扉板	2.3 以上	天井(屋根)板	2.3 以上	底板	2.3 以上	側面板	2.3 以上	仕切板	1.6 以上
構成部	鋼板の厚さ (屋内外共)																									
扉板	2.3 以上																									
天井(屋根)板	2.3 以上																									
底板	2.3 以上																									
側面板	2.3 以上																									
仕切板	1.6 以上																									
構成部	鋼板の厚さ (屋内外共)																									
扉板	2.3 以上																									
天井(屋根)板	2.3 以上																									
底板	2.3 以上																									
側面板	2.3 以上																									
仕切板	1.6 以上																									
共通仕様書 第5章 第2節 5.2.4 低圧配電盤 P108	(4) 主要機器 主要機器は、次のとおりとする。 1) 配線用遮断器 適用規格 JIS C 8201-2-1 「回路遮断器 (配線用遮断器及びその他の遮断器)」 2) 気中遮断器 適用規格 JEC160 「気中遮断器」 3) 電磁開閉器 適用規格 JIS C 8201-4-1 「接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ」 4) 低圧進相コンデンサ 適用規格 JIS C4901 「低圧進相コンデンサ」 5) 絶縁監視装置 低圧電路の漏れ電流のうちから対地絶縁抵抗に起因する電流成分で監視する方式とする。 適用規格 JIS C8374 「漏電継電器」	(4) 主要機器 主要機器は、次のとおりとする。 1) 配線用遮断器 適用規格 JIS C 8370 「配線用遮断器」 2) 気中遮断器 適用規格 JEC160 「気中遮断器」 3) 電磁開閉器 適用規格 JEM1038 「電磁接触器」 4) 低圧進相コンデンサ 適用規格 JIS C4901 「低圧進相コンデンサ」 5) 絶縁監視装置 低圧電路の漏れ電流のうちから対地絶縁抵抗に起因する電流成分で監視する方式とする。 適用規格 JIS C8374 「漏電継電器」																								

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
<p>共通仕様書</p> <p>第5章</p> <p>第3節</p> <p>5.3.2</p> <p>非常用ガスタービン発電設備</p> <p>P113</p>	<p>(2) 発電機は、次のとおりとする。</p> <p>1) 適用規格</p> <p>ア. JIS C 4034-1 「回転電気機械－第1部：定格及び特性」</p> <p>イ. JIS C 4034-5 「回転電気特性－第5部 ：外被構造による保護方式の分類」</p> <p>ウ. JIS C 4034-6 「回転電気特性－第6部 ：冷却方式による分類」</p> <p>エ. JEC2100 「回転電気機械一般」</p> <p>オ. JEC2130 「同期機」</p> <p>カ. JEM1354 「エンジン駆動陸用同期発電機」</p>	<p>(2) 発電機は、次のとおりとする。</p> <p>1) 適用規格</p> <p>ア. JIS C 4034-1 「回転電気機械－第1部：定格及び特性」</p> <p>イ. JIS C 4034-5 「回転電気特性－第5部 ：外被構造による保護方式の分類」</p> <p>ウ. JIS C 4034-6 「回転電気特性－第6部 ：冷却方式による分類」</p> <p>エ. JEC2100 「回転電気機械一般」</p> <p>オ. JEC2130 「同期機」</p> <p>カ. JEC2131 「ガスタービン駆動同期発電機」</p> <p>キ. JEM1354 「エンジン駆動陸用同期発電機」</p>
<p>共通仕様書</p> <p>第5章</p> <p>第4節</p> <p>5.4.2</p> <p>交流無停電電源装置</p> <p>P120</p>	<p>1. 適用範囲</p> <p>変換装置、蓄電池及びスイッチを組み合わせることによって、交流入力電源の停電時に、計算機等負荷電力の連続性を確保するために設置する無停電電源装置(U P S) に適用する。なお、汎用ミニUPSについては本項を準拠するほか、特記仕様書による。</p>	<p>1. 適用範囲</p> <p>変換装置、蓄電池及びスイッチを組み合わせることによって、交流入力電源の停電時に、計算機等負荷電力の連続性を確保するために設置する無停電電源装置(U P S) に適用する。</p>

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																																																								
共通仕様書	<p>表-5.5.1 測定単位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流量</td> <td>m³/h、L/min、 (m³/s)</td> <td>() 内の適用は 特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>水位・液位</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>MP a</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水頭 又は 圧力ヘッド</td> <td>m</td> <td>ポンプの運用に関するもの及び配 水本管テレメータ、給水栓自動水 質計器の水圧監視に適用する。</td> </tr> <tr> <td>アルカリ度</td> <td>mg/L</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>色度</td> <td>度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>度</td> <td>上水試験方法 (2020年版) (日 本水道協会) による。</td> </tr> <tr> <td>残留塩素</td> <td>mg/L</td> <td></td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td></td> <td>無単位</td> </tr> <tr> <td>電気伝導率</td> <td>μ S / c m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 配管材料及び塗装は、「第4章 機械設備工事編」を参照する。 (12) 適用する主な規格等は、次による。 ア. JIS C 1805-1「プロセス計測制御機器－性能評価の一般的方 法及び手順－第1部：一般的考察」 イ. JIS C 1805-2「プロセス計測制御機器－性能評価の一般的方 法及び手順－第2部：基準状態における試験」 ウ. JIS C 1805-3「プロセス計測制御機器－性能評価の一般的方 法及び手順－第3部：影響量の効果に関する試験」 エ. JIS C 1805-4「プロセス計測制御機器－性能評価の一般的方 法及び手順－第4部：評価報告書の内容」 オ. JIS B 0155「工業プロセス計測制御用語及び定義」 カ. JIS C 1002「電子測定器用語」 キ. JIS Z 8103「計測用語」 ク. JIS Z 8115「信頼性用語」 ケ. JIS Z 8116「自動制御用語（一般）」 コ. JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」 サ. JIS K 0101「工業用水試験方法」 シ. JIS K 0211「分析化学用語（基礎部門）」 ス. JIS K 0213「分析化学用語（電気化学部門）」 セ. JIS K 0215「分析化学用語（分析機器部門）」 ソ. 「上水試験方法・解説2001年版（日本水道協会）」</p>	項目	単位	備考	流量	m ³ /h、L/min、 (m ³ /s)	() 内の適用は 特記仕様書による。	水位・液位	m		圧力	MP a		水頭 又は 圧力ヘッド	m	ポンプの運用に関するもの及び配 水本管テレメータ、給水栓自動水 質計器の水圧監視に適用する。	アルカリ度	mg/L		温度	℃		色度	度		濁度	度	上水試験方法 (2020年版) (日 本水道協会) による。	残留塩素	mg/L		pH		無単位	電気伝導率	μ S / c m		<p>表-5.5.1 測定単位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流量</td> <td>m³/h、L/min、 (m³/s)</td> <td>() 内の適用は 特記仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>水位・液位</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>MP a</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水頭 又は 圧力ヘッド</td> <td>m</td> <td>ポンプの運用に関するもの及び配 水本管テレメータ、給水栓自動水 質計器の水圧監視に適用する。</td> </tr> <tr> <td>アルカリ度</td> <td>mg/L</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>色度</td> <td>度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>度</td> <td>上水試験方法 (2001年版) (日 本水道協会) による。</td> </tr> <tr> <td>残留塩素</td> <td>mg/L</td> <td></td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td></td> <td>無単位</td> </tr> <tr> <td>電気伝導率</td> <td>μ S / c m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 配管材料及び塗装は、「第4章 機械設備工事編」を参照する。 (12) 適用する主な規格等は、次による。 ア. JIS C 1805-1「プロセス計測制御機器－性能評価の一般的方 法及び手順－第1部：一般的考察」 イ. JIS C 1805-2「プロセス計測制御機器－性能評価の一般的方 法及び手順－第2部：基準状態における試験」 ウ. JIS C 1805-3「プロセス計測制御機器－性能評価の一般的方 法及び手順－第3部：影響量の効果に関する試験」 エ. JIS C 1805-4「プロセス計測制御機器－性能評価の一般的方 法及び手順－第4部：評価報告書の内容」 オ. JIS B 0155「工業プロセス計測制御用語及び定義」 カ. JIS C 1002「電子測定器用語」 キ. JIS Z 8103「計測用語」 ク. JIS Z 8115「信頼性用語」 ケ. JIS Z 8116「自動制御用語（一般）」 コ. JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」 サ. JIS K 0101「工業用水試験方法」 シ. JIS K 0211「分析化学用語（基礎部門）」 ス. JIS K 0213「分析化学用語（電気化学部門）」 セ. JIS K 0215「分析化学用語（分析機器部門）」 ソ. 「上水試験方法・解説2001年版（日本水道協会）」</p>	項目	単位	備考	流量	m ³ /h、L/min、 (m ³ /s)	() 内の適用は 特記仕様書による。	水位・液位	m		圧力	MP a		水頭 又は 圧力ヘッド	m	ポンプの運用に関するもの及び配 水本管テレメータ、給水栓自動水 質計器の水圧監視に適用する。	アルカリ度	mg/L		温度	℃		色度	度		濁度	度	上水試験方法 (2001年版) (日 本水道協会) による。	残留塩素	mg/L		pH		無単位	電気伝導率	μ S / c m	
項目	単位	備考																																																																								
流量	m ³ /h、L/min、 (m ³ /s)	() 内の適用は 特記仕様書による。																																																																								
水位・液位	m																																																																									
圧力	MP a																																																																									
水頭 又は 圧力ヘッド	m	ポンプの運用に関するもの及び配 水本管テレメータ、給水栓自動水 質計器の水圧監視に適用する。																																																																								
アルカリ度	mg/L																																																																									
温度	℃																																																																									
色度	度																																																																									
濁度	度	上水試験方法 (2020年版) (日 本水道協会) による。																																																																								
残留塩素	mg/L																																																																									
pH		無単位																																																																								
電気伝導率	μ S / c m																																																																									
項目	単位	備考																																																																								
流量	m ³ /h、L/min、 (m ³ /s)	() 内の適用は 特記仕様書による。																																																																								
水位・液位	m																																																																									
圧力	MP a																																																																									
水頭 又は 圧力ヘッド	m	ポンプの運用に関するもの及び配 水本管テレメータ、給水栓自動水 質計器の水圧監視に適用する。																																																																								
アルカリ度	mg/L																																																																									
温度	℃																																																																									
色度	度																																																																									
濁度	度	上水試験方法 (2001年版) (日 本水道協会) による。																																																																								
残留塩素	mg/L																																																																									
pH		無単位																																																																								
電気伝導率	μ S / c m																																																																									

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新(改定後)	旧(現行)
共通仕様書 第5章 第5節 5.5.2 流量計 P127	<p>1. 電磁式流量計 電磁流量計とは、磁界内を液体が移動するとその速度に応じた起電力が発生することにより、流量を検出する方式で、検出器、変換器、接液リング等の付属品で構成される流量計である。</p> <p>(1) 一般仕様</p> <p>1) 測定流体 原水、浄水過程における水、浄水、薬液などとする。</p> <p>2) 機器構成 分離形又は一体形</p> <p>3) 付属品 専用ケーブル(分離形の場合)、検出器据付用脚、接液リング、ボルト・ナット、ガスケットなどの製造者が標準とする付属品</p> <p>4) 配管接続 フランジ接続方式、ウエハ接続方式</p> <p>5) 形状及び寸法 製造者の標準とする。ただし、設計図書で指定する場所に設置する場合は、前後の配管と同じ材質の短管、伸縮管、ルーズフランジなどを必要に応じて用意する。</p> <p>6) 総合精度(検出器・変換器組合せによる。)</p> <p>ア. 口径500mm未満 流速 0.3~1m/s 未満 ±1.5%(FS) 流速 1m/s 以上 ±0.5%(FS)</p> <p>イ. 口径500mm以上 流速 0.3~1m/s 未満 ±1.5%(FS) 流速 1m/s 以上 ±1.0%(FS)</p>	<p>1. 電磁式流量計 電磁流量計とは、磁界内を液体が移動するとその速度に応じた起電力が発生することにより、流量を検出する方式で、検出器、変換器、接液リング等の付属品で構成される流量計である。</p> <p>(1) 一般仕様</p> <p>1) 測定流体 原水、浄水過程における水、浄水、薬液などとする。</p> <p>2) 機器構成 分離形又は一体形</p> <p>3) 付属品 専用ケーブル(分離形の場合)、検出器据付用脚、接液リング、ボルト・ナット、ガスケットなどの製造者が標準とする付属品</p> <p>4) 配管接続 フランジ接続方式</p> <p>5) 形状及び寸法 製造者の標準とする。ただし、設計図書で指定する場所に設置する場合は、前後の配管と同じ材質の短管、伸縮管、ルーズフランジなどを必要に応じて用意する。</p> <p>6) 総合精度(検出器・変換器組合せによる。)</p> <p>ア. 口径500mm未満 流速 0.3~1m/s 未満 ±1.5%(FS) 流速 1m/s 以上 ±0.5%(FS)</p> <p>イ. 口径500mm以上 流速 0.3~1m/s 未満 ±1.5%(FS) 流速 1m/s 以上 ±1.0%(FS)</p>
共通仕様書 第5章 第6節 5.6.1 一般事項 P136	<p>8) 原則として(社)電子情報技術産業協会規格JEITA IT-1004B の設定環境基準Class Bに対応したものを使用する。 なお、同基準によらない場合は、これと同等以上のものとする。</p>	<p>8) 原則として(社)電子情報技術産業協会規格JEITA IT-1004 の設定環境基準Class Bに対応したものを使用する。 なお、同基準によらない場合は、これと同等以上のものとする。</p>
共通仕様書 第5章 第6節 5.6.2 監視制御設備構成機器及び機能仕様 P139	<p>9) 管理機能 次の機能により設備機器を管理する。</p> <p>ア. 機器動作管理 瞬時データにより、機器の運転、停止、全開、全閉、操作モード等の状態変化を監視操作装置、データベース制御装置、他の制御装置等に出力する。</p> <p>イ. 故障管理・制御異常管理 プロセス故障、システム故障を検知し、監視操作端末画面に自動表示し、故障を出力する。また、PID制御、シーケンス制御等について、正常な処理が行えない場合に異常情報を出力する。</p>	<p>9) 管理機能 次の機能により設備機器を管理する。</p> <p>ア. 機器動作管理 瞬時データにより、機器の運転、停止、全開、全閉、操作モード等の状態変化を監視操作装置、データベース制御装置、他の制御装置等に出力する。</p> <p>イ. 故障管理・制御異常管理 プロセス故障、システム故障を検知し、監視操作端末画面に自動表示し、故障を出力する。また、PID制御、シーケンス制御等について、正常な処理が行えない場合に異常情報を出力する。 また、PID制御、シーケンス制御等について、正常な処理が行えない場合に異常情報を出力する。</p>

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
共通仕様書 第5章 第6節 5.6.3 監視操作画面仕様 P144	3. 状態シンボル表示仕様 機器等のシンボルは、原則として J I S 等の規格に準じ、規格に取り扱われていない場合は、監督員の指示に従いシンプルなものを選択する。 (1) 受変電設備 1) 原則として、受変電設備の機器は J I S によるものとする。 2) 受変電設備のシンボルの周囲に「中央/現場」「自動/手動」「鎖錠/解錠」などの状態表示を行う。 3) 配色 ア. 閉路・・・・・・・・・・・・・・ 赤色 イ. 開路・・・・・・・・・・・・・・ 緑色 なお、受変電設備の単線結線及び発電設備グラフィック画面の詳細については、表-5.6.5.1 ~ 表-5.6.5.3 を参照とし、監督員の指示により決定する。 (2) 機械設備等 1) ポンプ設備のシンボルの周囲に「中央/現場」、「自動/手動」、「始動準備完了」、「回転数又は定格回転数に対する回転数(%)」、「電動機電流」などの状態表示を行う。 なお、ポンプ単体及びポンプ全体(送配水系統が同一)グラフィック画面の詳細については、表-5.6.5.1 ~ 表-5.6.5.3 を参照し、監督員の指示により決定する。	3. 状態シンボル表示仕様 機器等のシンボルは、原則として J I S 等の規格に準じ、規格に取り扱われていない場合は、監督員の指示に従いシンプルなものを選択する。 (1) 受変電設備 1) 原則として、受変電設備の機器は J I S によるものとする。 2) 受変電設備のシンボルの周囲に「中央/現場」「自動/手動」「鎖錠/解錠」などの状態表示を行う。 3) 配色 ア. 閉路・・・・・・・・・・・・・・ 赤色 イ. 開路・・・・・・・・・・・・・・ 緑色 なお、受変電設備の単線結線及び発電設備グラフィック画面の詳細については、表-5.6.2 ~ 表-5.6.4 を参照とし、監督員の指示により決定する。 (2) 機械設備等 1) ポンプ設備のシンボルの周囲に「中央/現場」、「自動/手動」、「始動準備完了」、「回転数又は定格回転数に対する回転数(%)」、「電動機電流」などの状態表示を行う。 なお、ポンプ単体及びポンプ全体(送配水系統が同一)グラフィック画面の詳細については、表-5.6.2 ~ 表-5.6.4 を参照し、監督員の指示により決定する。
共通仕様書 第5章 第8節 5.8.2 システム概要 P152	1. 太陽電池モジュール (3) モジュールを組み合わせるパワーコンディショナの発電条件を考慮し、適正な配列選定を行う。 JIS C 8918「結晶系太陽電池モジュール」によるほか、次のJIS規格を参照する。 JIS C 61215-1「地上設置の太陽電池 (PV) モジュール-設計適格性確認及び型式認証-第1部: 試験要求事項 JIS C 61215-2「地上設置の太陽電池 (PV) モジュール-設計適格性確認及び型式認証-第2部: 試験方法	1. 太陽電池モジュール (3) モジュールを組み合わせるパワーコンディショナの発電条件を考慮し、適正な配列選定を行う。 JIS C 8918「結晶系太陽電池モジュール」によるほか、次のJIS規格を参照する。 JIS C 8990「地上設置の結晶シリコン太陽電池 (PV) モジュール-設計適格性及び形式認証のための要求事項」 JIS C 8991「地上設置の薄膜太陽電池 (PV) モジュール-設計適格性及び形式認証のための要求事項」

水道施設工事共通仕様書【設備工事編】(令和7年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																								
共通仕様書 第6章 付則2 付則2-2 写真の大きさ	<p>(写真の大きさ)</p> <p>7. 写真の大きさは、L判(89mm×127mm)程度とし、デジタル写真データを使用する場合も同様の大きさで作成する。 ただし、次の場合は別の大きさとするができる。 (1) 着手前、しゅん工写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。 (2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p>	<p>(写真の大きさ)</p> <p>7. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。 ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。 (1) 着手前、しゅん工写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。 (2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p>																																								
共通仕様書 第6章 付則2 付則2-4 工事写真帳	<p>表紙</p> <p>令和 年度</p> <p>工事写真</p> <p>撮影者名</p> <table border="1"> <tr><td>工事番号</td><td></td></tr> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>施工箇所</td><td></td></tr> <tr><td>施工者</td><td></td></tr> <tr><td>請負額</td><td></td></tr> </table> <p>台紙</p> <p>工事施工前竣工写真</p> <p>*1</p> <p>台紙</p> <p>工事経過</p> <p>*2</p> <p>*2</p> <p>*2</p> <p>*1</p> <p>*1</p> <table border="1"> <tr><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>測点</td></tr> <tr><td colspan="2">工種名</td><td colspan="3">工事概要</td></tr> </table> <p>*2 工事経過</p>	工事番号		工事名		施工箇所		施工者		請負額		令和	年	月	日	測点	工種名		工事概要			<p>表紙</p> <p>平成 年度</p> <p>工事写真</p> <p>撮影者名</p> <table border="1"> <tr><td>工事番号</td><td></td></tr> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>施工箇所</td><td></td></tr> <tr><td>施工者</td><td></td></tr> <tr><td>請負額</td><td></td></tr> </table> <p>台紙</p> <p>工事施工前竣工写真</p> <p>*1</p> <p>台紙</p> <p>工事経過</p> <p>*2</p> <p>*2</p> <p>*2</p> <p>*1</p> <p>*1</p> <table border="1"> <tr><td>平成</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>測点</td></tr> <tr><td colspan="2">工種名</td><td colspan="3">工事概要</td></tr> </table> <p>*2 工事経過</p>	工事番号		工事名		施工箇所		施工者		請負額		平成	年	月	日	測点	工種名		工事概要		
工事番号																																										
工事名																																										
施工箇所																																										
施工者																																										
請負額																																										
令和	年	月	日	測点																																						
工種名		工事概要																																								
工事番号																																										
工事名																																										
施工箇所																																										
施工者																																										
請負額																																										
平成	年	月	日	測点																																						
工種名		工事概要																																								